

## 平成29年度登録について

登録の申込期限は6月20日までです。  
それ以降の追加は原則受け付けません。

登録区分が変更になり、選手と役員に分かれました。  
役員は選手として大会に出場することはできません。  
選手にはゼッケンを、役員には役員章を送付します。  
選手と役員を兼ねる場合は、選手と役員の両方の登録が必要です。

申請手続きは男女でチームを分けずに行ってください。  
一つのチームに複数の監督がいても構いません。

登録手続きに際し、虚偽の申請があった場合、または不正な手段によりゼッケン及び役員章を取得したチームは登録を抹消し、当該年度の再申請は受け付けません。

各チームの代表者は、男女を通して1名にしてください。

役員章は、選手のゼッケンと同様、各自で氏名等を記入してください。

登録料を振り込む場合は、必ずチーム名がわかるようにしてください。（大会参加料も同様です）

# 平成29年度秋田県卓球協会登録について(案内)

平成29年3月

秋田県卓球協会(以下当協会)は秋田県を代表する卓球競技団体として、(公財)日本卓球協会の加盟団体です。(公財)日本卓球協会への登録窓口として、皆様に登録のご案内をし、その手続きを行なっておりますので、当協会へ登録すると(公財)日本卓球協会に登録されることになります。なお、平成27年度より、登録の区分が大きく変わり、登録内容が変わっておりますので必ず内容を確認してください。

- \* 当協会が行う各種大会及び講習会等に参加する者は登録しなければなりません。
- \* 一部未登録でも参加できる大会はあります。

## 秋田県卓球協会の登録

### ◆申請方法

3月1日以降、所定の登録申請書を本協会ホームページからダウンロードし、登録フォームで申請してください。また、登録料は指定口座に振り込みしてください。なお、チームでばらばらに申請するのではなく、男女を含め、チームでひとつの申請書にまとめて行ってください。

なお、メールで申請する場合はakita-ta@cna.ne.jpまで。

※平成27年度から原則ホームページからの登録申請に変更になりました。

### ◆登録料納入方法

登録料は各チームに送付している払込取扱票によるか、下記口座に振り込んでください。

振込口座：ゆうちょ銀行

口座名：秋田県卓球協会

口座番号：02510-8-1183

注意：通信欄に必ず「平成29年度登録料」と記入し、チーム名、代表者名、電話番号を記入してください。手数料は各自ご負担ください。

### ◆平成29年度の登録料

選 手	第1種(一般)	2,500円	第2種(日学連)	2,000円
	第3種(高体連)	1,500円	第4種(中学生)	1,000円
	第5種(小学生以下)	1,000円	第6種(教職員)	2,500円
	第7種(日本リーグ)	2,500円		
	第8種(役員)	2,500円		
役 員	※役員とは、チームの顧問、部長、監督、コーチ等であり、役員登録では選手活動はできません。そのため、役員にはゼッケンは配付せず、代わりに役員章をお渡しします。			

※選手は原則1つのチームにしか登録できません。

※複数のチームでコーチ等をする場合は、複数登録が必要になります。

※第4種及び第5種に限り、所属学校以外に、同一都道府県内の1つのチームに二重登録できます。

※他の都道府県で(公財)日本卓球協会に登録し、国体予選等に出場するために当協会に登録する、日学連登録の大学生やふるさと登録する一般の登録料は1,000円になります。また、ふるさと登録の手続きが必要となりますので、事務局までお問い合わせください。

※教職員卓球連盟に登録される選手は種別番号が“6”となりますが、監督等は“8”となります。

## ◆登録手続き

- ①登録手続は、6月20日までに行ってください。それ以降の追加登録は原則受け付けません。
- ②登録内容に変更（氏名、転勤、転校）等があった場合は、協会までご連絡ください。
- ③（公財）日本卓球協会加盟登録申請書（平成29年度版）のデータ版（Excelファイル）は秋田県のホームページ（<http://www.atta.sakura.ne.jp/registration.html>）からダウンロードしてください。
- ④登録申請書は、**チーム毎に入力**してください（男女は分けなくてください。1チーム内に複数の監督がいても構いません）。なお、**チームの代表は当協会から連絡を取る人とし、1人に限定してください**。  
登録人数が40名を超える場合は、行を追加してください。
- ⑤管内支部コードには、一般は「01」、大学・短大は「02」、高校は「03」、中学は「04」、スポ少は「05」を入力してください。  
チームコードは、当協会ホームページで確認し入力するか、新規チームは「0」を入力してください。
- ⑥団体名（チーム名）は正式名称を記入してください。記入した団体名（チーム名）にて（公財）日本卓球協会に登録いたします。なお、チーム名が長い場合はプログラム掲載の略称を〔 〕内に8文字以内で記入してください。
- ⑦代表者連絡先のメールアドレスに、当協会より大会のご案内をお送りいたします。一つの団体（チーム）で何名登録しても当協会より要項等の案内は代表者連絡先の欄に記入されている方のみとさせていただきます。
- ⑧新規継続欄は、前年度（平成28年度）に秋田県からに限らず、（公財）日本卓球協会へ登録されていた方は継続、それ以外は新規となります。
- ⑨種別番号欄は、選手が第1種～第7種、選手以外が第8種となります。  
高校・中学校の先生方が**選手として登録される際は、種別番号が“6”**となり、顧問、部長、監督、コーチの場合は**“8”**となります。また、**全国教職員卓球連盟に所属される方は、種別番号や役員、会員区分は教職員となります**。  
なお、監督等が試合に選手として参加する場合は重複登録が必要です。
- ⑩会員区分の欄は、選手・監督・コーチ・顧問等を記入してください。
- ⑪大会に参加している選手が、**監督代行を行うことはできませんが、役員登録だけでは、監督は選手として大会に参加することはできません**。
- ⑫姓名欄は、必ずフリガナを記入してください。
- ⑬登録先該当住所欄は、それぞれの住所を必ず記入してください。高体連や中学生で学校名で登録する際は、自宅住所ではなく、“学校”を選択していただければ、二人目以降は住所を記入していただくことなく構いません。
- ⑭段位の欄は段位を持っている方のみ記入してください。

## ◆登録申請する際の留意事項

- ①登録手続きに際し、**虚偽の申請があった場合、または不正な手段によりゼッケン及び役員章を取得したチームは登録は抹消し、当該年度の再申請は受け付けません**。
- ②登録する際の氏名と性別は住民票の記載に準じます。
- ③登録申請は原則メールでのみ受付いたします。メールにより連絡できる方を代表としてください。  
**なお、メール等がない場合は事務局までご連絡ください**。
- ④登録料は振り込みでお願いいたします。
- ⑤登録申請書に**不備が多い場合（フリガナ、生年月日、性別、郵便番号、住所未記入等）は、受付せずに返送いたしますのでご了承ください**。
- ⑥登録を必要とする大会の申し込みは、全て申込締切日までに登録手続きを完了した者が参加資格を得ます。登録手続きが完了していない場合大会の申し込み受付はいたしませんのでご注意ください。
- ⑦不明な点がある場合は、登録申請する前に事務局まで電話又はメールでお問い合わせください。
- ⑧一旦納入された登録料は原則として返金しません。

#### ◆ゼッケン等の送付

登録申請書が事務局に到着後、書類の確認を行い、ゼッケンまたは役員章を送付します。登録料の入金が確認できないチームについては、ゼッケン送付後であっても大会への参加を認めません。なお、同一チームから複数に分けた申請があった場合、送付が遅れることがありますのでご了承ください。

#### ◆登録に関する問い合わせ先

別紙Q & Aをご覧ください。それでも解決しない場合は下記までご連絡ください。

M a i l : [contact@atta.sakura.ne.jp](mailto:contact@atta.sakura.ne.jp)

〒010-0918

秋田県秋田市泉南3丁目13番10号

秋田県卓球協会

M a i l : [contact@atta.sakura.ne.jp](mailto:contact@atta.sakura.ne.jp)

## 【参考】

\*当協会に登録する者は、原則として6月20日までの間にその手続を完了しなければならない。

※日本卓球協会への登録は6月30日までとなっており、その10日前を秋田県卓球協会への登録期間とする。

(公財)日本卓球協会登録規程(一部抜粋)

(登録手続)

第10条 本会に登録する会員は、各都道府県加盟団体を通じて登録しなければならない。

2 登録会員は都道府県加盟団体に本会加盟登録申請書に必要事項を記入または入力し、各都道府県加盟団体の規定する会費(所属会費)に本会の登録料を添えて申請をする。

3 登録は、毎年行うものとし原則として2月1日から6月30日までの間にその手続きを完了しなければならない。

\*当協会に登録する者は、(公財)日本卓球協会と同様に区分する。

(公財)日本卓球協会登録規程(一部抜粋)

(登録会員の種別)

第4条 登録会員は次の種別に区分する。

第1種(一般) 年令を制限しない一般及び次の第2・第3・第4・第5・第6・第7種に所属しない選手

第2種(日学連) 日本学生卓球連盟に所属する選手

第3種(高体連) 全国高等学校体育連盟卓球専門部に所属する選手

第4種(中学生) 中学生の選手

第5種(小学生) 小学生以下の選手

第6種(教職員) 全国教職員卓球連盟に所属する選手

第7種(日本リーグ) 日本卓球リーグ実業団連盟に所属する選手

第8種(役員) 顧問、部長、監督、コーチ、アドバイザー等及び全国教職員卓球連盟に所属する役員

\*当協会の登録する者は、次の場合に限り(公財)日本卓球協会と同様に複数の登録を認める。

(公財)日本卓球協会登録規程(一部抜粋)

(複数の登録)

第5条 勤務先においてチーム編成ができない場合に限り、勤務先名で登録をし、チーム戦出場のため勤務先以外の一つのチームに二重に登録することができる。ただし同一都道府県内に限る。

2 中学生(第4種)及び小学生(第5種)は所属学校以外に同一都道府県内の一つのチームに二重に登録することができる。

3 役員は同一都道府県内に限らず、第7条に則り複数登録することができる。

4 役員と選手はそれぞれ兼ねて登録することができる。

注:複数の登録について不明な点がある場合は、登録手続きをする前に事務局にお問い合わせください。

(公財)日本卓球協会登録規程(一部抜粋)

(登録料の納入)

第8条 登録料は各都道府県加盟団体に納入するものとする。

2 納入後、選手登録者には本会指定のゼッケンを、役員登録者には役員章を渡すものとする。

3 第7条の複数登録者は、登録数分の登録料を納入しなければならない。

4 一旦納入された登録料は原則として返金しない。

## 登録関係Q&A

1. Q：役員（監督等）登録した人は、選手として試合に出場できますか？  
A：出来ません。登録規程第5条に則り、選手登録をお願いします。
2. Q：選手で登録した人は試合の時監督できますか？  
A：該当大会に限り、臨時で監督代行をする事は可能です。
3. Q：役員登録者にゼッケンを渡しますか？  
A：渡しません。役員登録した方は試合に出場出来ませんので不要となります。
4. Q：●●クラブでアドバイザーとして役員登録をし、大会の時●●クラブの監督を行う事は出来ますか？  
A：本会は選手として出場する“選手登録”と選手として出場しない“役員”登録に分けています。役員登録は、顧問・監督・アドバイザー等を指します。従って監督とアドバイザーは同じ役員登録となりますので、アドバイザーで登録した方は、監督を行う事が出来ます。
5. Q：種別が教職員の方に、ゼッケンも役員章も渡しますか？  
A：選手として登録の場合→ゼッケンを渡す。  
顧問（監督）としてのみ登録の場合→役員章を渡す。  
選手・顧問（監督）両方へ登録の場合→ゼッケンと役員章の両方を渡す。（複数登録となる）
6. Q：同一都道府県内の同一クラブで役員と選手を兼ねている場合、登録数及び登録料はいくらですか？  
A：登録数は2つとなり、その数分の登録料が必要となります。
7. Q：同一都道府県内の①Aクラブで役員登録及び②Bクラブで選手登録した場合、登録数及び登録料はいくらですか？  
A：登録数は2つとなり、その数分の登録料が必要となります。
8. Q：チーム代表者は登録会員の方ですか？  
A：連絡係の方なので登録会員の方でなくても構いません。（代表者のみの場合登録料は発生しません）
9. Q：チーム代表者は自動的に登録会員になりますか？  
A：自動的には登録されません。チーム代表者はあくまでも協会からの連絡者としています。  
役員もしくは選手になる場合は会員情報欄にも代表者の氏名等を記載して下さい。
10. Q：第8種役員で、教職員登録以外の場合  
[平成26年度迄]  
登録種別 第1種 等 （該当する区分）  
会員区分 役員、顧問、部長、監督、コーチ、アドバイザーのいずれかを記載  
↓  
[平成27年度から]  
登録種別 第8種 役員  
会員区分 役員、顧問、部長、監督、コーチ、アドバイザーのいずれかを記載

11. 第8種役員で、教職員登録をする場合

[平成26年度迄]

登録種別 第6種 教職員

会員区分 役員、顧問、部長、監督、コーチ、アドバイザーのいずれかを記載

↓

[平成27年度から]

登録種別 第8種 役員

会員区分 教職員